

静岡市の総合計画

静岡市 企画局 企画部 企画課

平成25年5月29日

1

第1・第2次～第3次総合計画



第1次総合計画
第2次総合計画

平成17年～平成22～平成26年

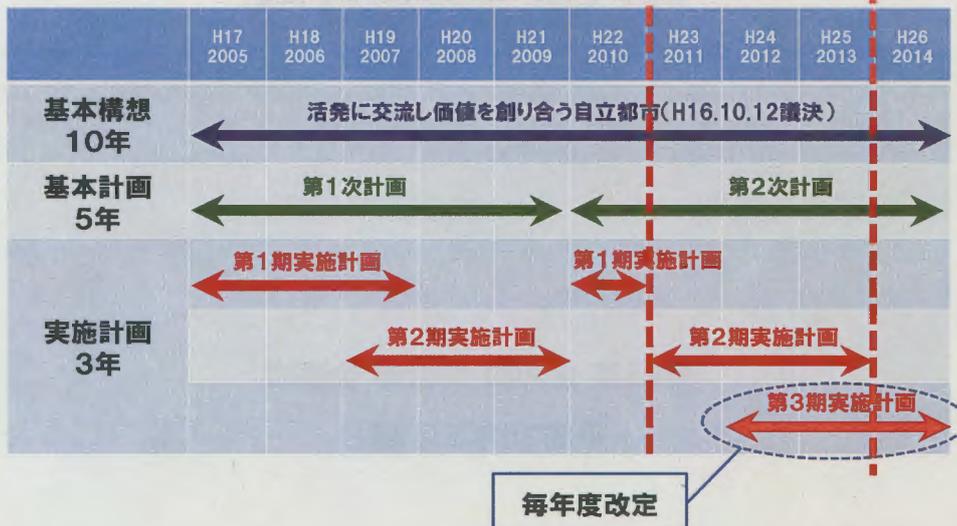
第3次総合計画

平成27年～

2

(1) 期間 (第2次総合計画)

地域主権戦略大綱 (平成22年6月22日閣議決定)等
平成23年度:地域自主戦略交付金 創設



(2) 策定の根拠 (第2次総合計画)

〈法令〉地方自治法 (昭和44年 1969年)

第2条 地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本事項 (第4項)

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

〈条例〉静岡市自治基本条例 (平成17年 2005年)

第15条 総合計画の策定

市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、**基本構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画**(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 総合計画は社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよう常に検討を加えなければならない。

3 各行政分野の計画は、総合計画に即して策定されなければならない。

(3) 策定の目的 (第2次総合計画)

行政 計画

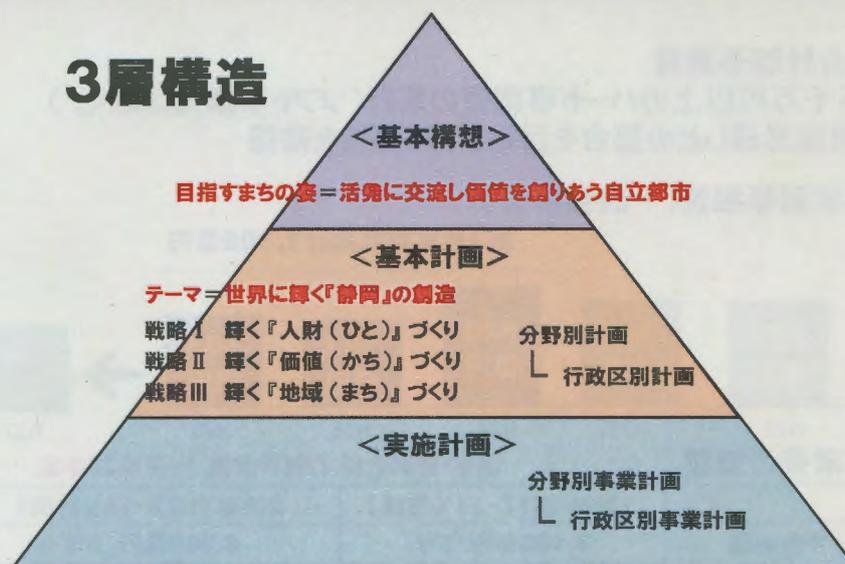
計画行政
行政運営の総合的指針となる計画
自治体が作成するすべての計画の基本

財政 計画

財政計画と総合計画の相互補完性
まちづくりの最上位の財政計画
長期展望に基づく計画的、効率的な行政運営の指針

(4) 構造 - 1 (第2次総合計画)

3層構造



(4) 構造 - 2 (第2次総合計画)

基本構想

・目指すまちの姿＝活発に交流し価値を創り合う自立都市

・平成16年10月12日に市議会で議決

・概ね、平成27年(西暦2015年)における本市をとりまく地域社会の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示す。

基本計画

・テーマ＝世界に輝く「静岡」の創造

・基本構想に掲げる将来像を達成するとともに、市長マニフェストの実現を目指すため、政策大綱に従い、根幹的な事業を明らかにする。また、行政区ごとの将来ビジョンなども明らかにする。

・計画期間は平成22年度から平成26年度までの5年間

実施計画

・基本計画に示された根幹的な事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の経営方針をはじめ、予算編成、機構編成、人事計画などの指針とする。

・計画期間は、3年間とし、毎年、改定する。また、行政区ごとに整理するものとする。

(5) 財政フレーム (第2次総合計画)

■総合計画事業費

◎5千万円以上のハード事業費の集計(ソフト事業費は除く。)

◎財政見通しとの整合を目指し、実現性を確保

■年度別事業費(一般会計分)

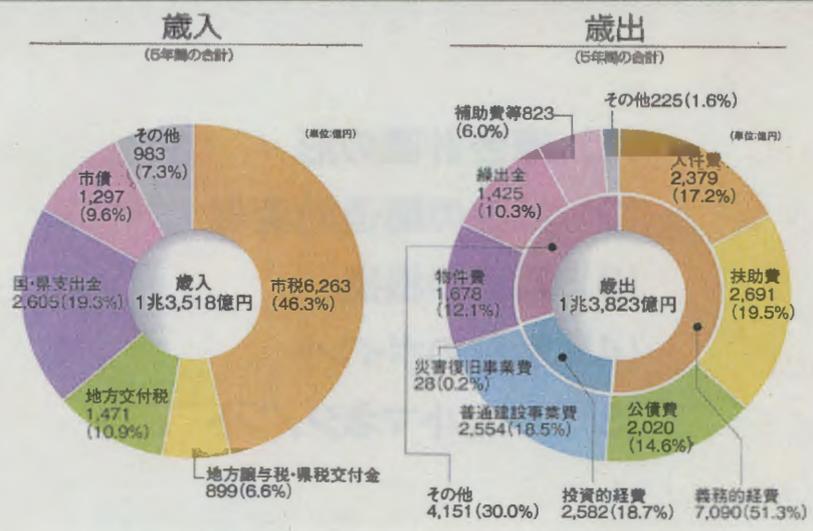


■事業費の推移

清水・静岡合併 合併特例債 ～平成25年度

	1次総(H17-21)【実績】	2次総(H22-26)【計画】
全体総額	3,105億円/5年	2,200億円/5年
1か年平均	621億円/1年	444億円/1年

(5) 財政フレーム (第2次総合計画)



(平成23年3月)

(5) 財政フレーム (第2次総合計画)



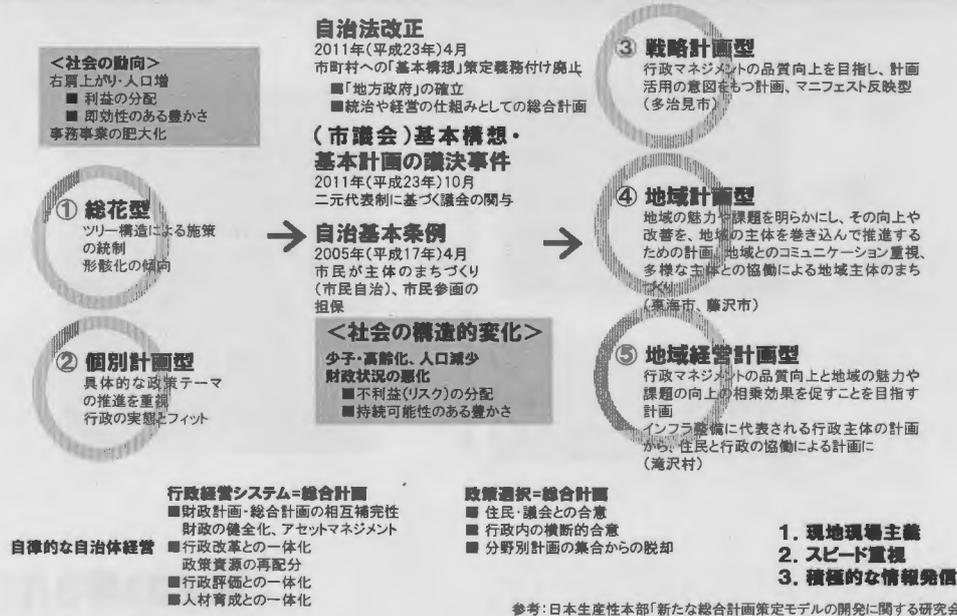
(平成23年3月)

第3次総合計画に向けて

- (1) 総合計画の形
- (2) 社会の構造的変化
- (3) 策定の根拠
- (4) 策定のポイント
- (5) アセットマネジメント

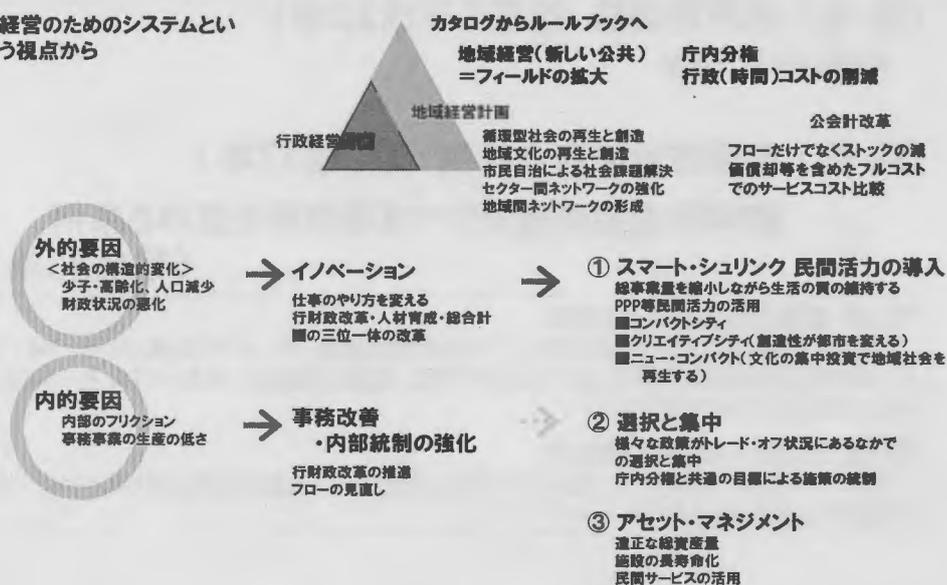
11

(1) 総合計画の形



(1) 総合計画の形

経営のためのシステムという視点から



(2) 社会の構造的変化

- 人口減少・縮小社会
- 地方分権の進展
- グローバル化

→ 地域間競争の激化

(3) 策定の根拠

〈法令〉地方自治法 改正（平成23年）

第2条第4項 →削除

〈条例〉静岡市自治基本条例（平成17年）

静岡市議会の議決すべき事件等を定める条例

（平成23年）

第2条 市議会の議決すべき事件

市長は、静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止に当たっては、あらかじめ市議会の議決を経なければならない。

第3条 市議会へ報告すべき案件

市長は、条例第15条第1項に規定する実施計画の策定、変更又は廃止をしたときは、これを市議会に報告しなければならない。

(4) 策定のポイント

縮小時代の総合計画

ハードストック から ソフトストックへ

- 選択と集中
- アセットマネジメントの導入
- 市民・民間活力の導入

(5) アセットマネジメント -1

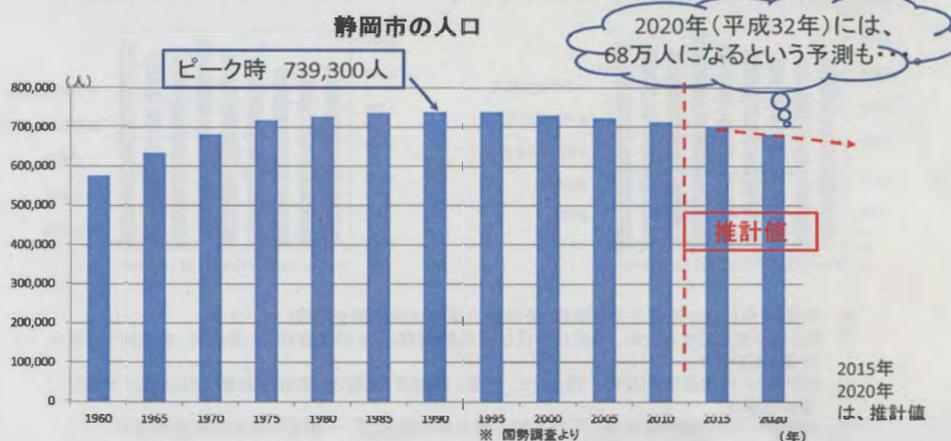
- 公共資産の活用、
配置、処分の戦略
- 公共施設の維持管理コストの
効率化・平準化

公共施設の老朽化、大量更新・修繕
人口減少、自治体の歳入減少

1 静岡市を取り巻く状況

(1) 総人口の推移と推計

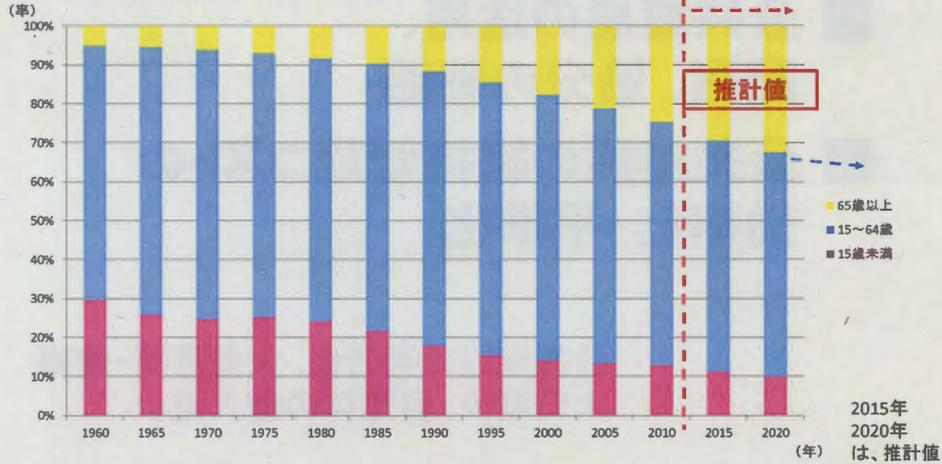
下の表に示すとおり、1990年（平成2年）をピークに本市の人口は減少傾向にあり、2020年には68万人になるという予測もあります。



1 静岡市を取り巻く状況

(2) 生産年齢人口の推移と推計

生産年齢人口（15歳～64歳）の割合も減っていきます。



※ 国勢調査より

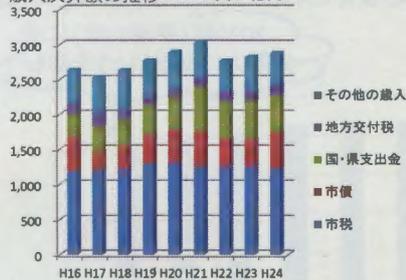
1 静岡市を取り巻く状況

(3) 静岡市の財政状況

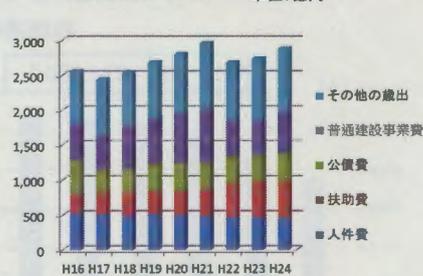
歳入では、市税を中心とした収入が伸び悩んでいます。

歳出では、扶助費、公債費の義務的経費が増加傾向にあります。

歳入決算額の推移 単位：億円



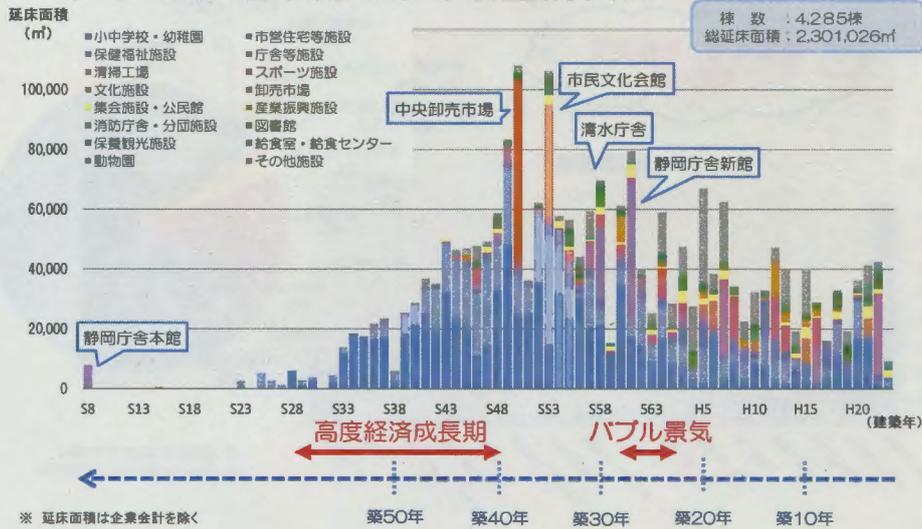
歳出決算額の推移 単位：億円



- ※ 平成24年度は2月補正後予算額、その他の年度は決算額を記載しています。
- ※ 同じ条件で比較するため、平成16年度以降の静岡市と、その後合併した蒲原町、由比町分を加え計算しています。
- ※ 扶助費・・・社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して支援に要する経費。
- ※ 公債費・・・地方自治体が借り入れた地方債の元利償還費と一時借入れ金の利息の合計。

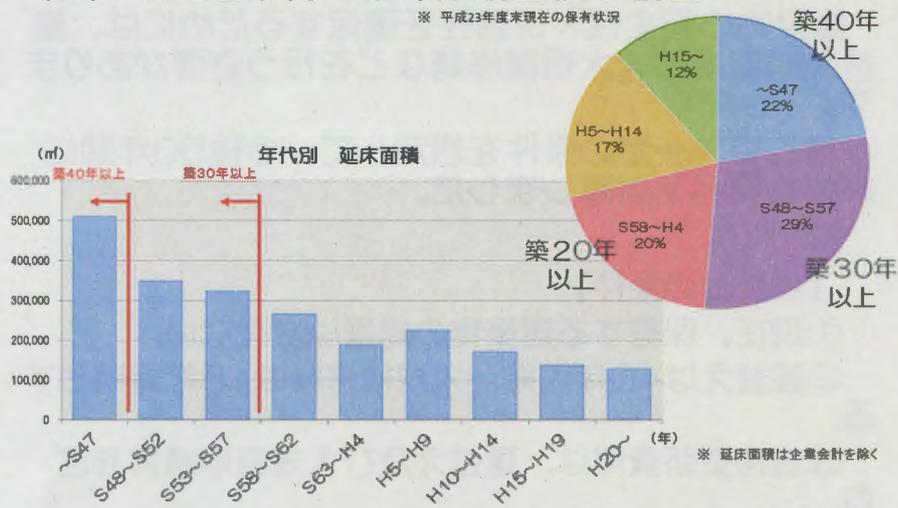
2 静岡市の公共建築物の現状

(1) 公共建築物の築年別整備状況



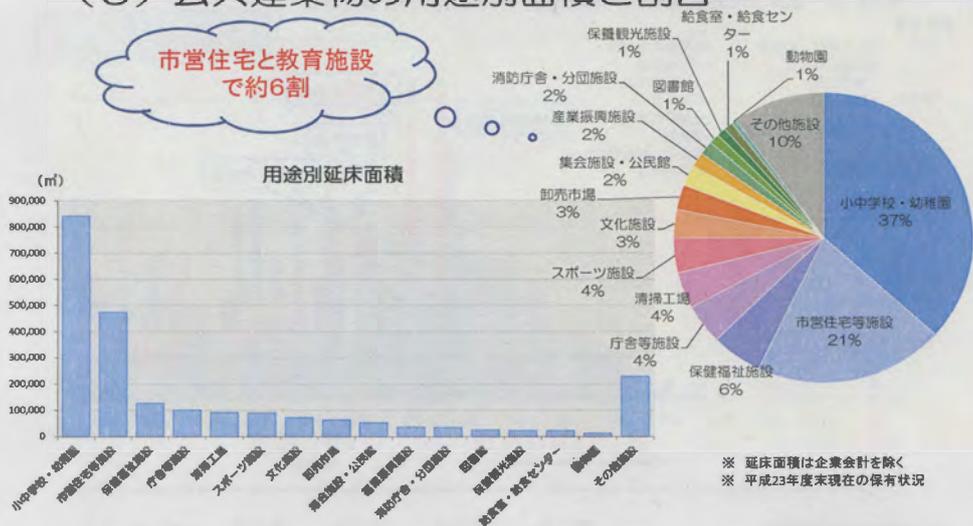
2 静岡市の公共建築物の現状

(2) 公共建築物の築年数別面積と割合



2 静岡市の公共建築物の現状

(3) 公共建築物の用途別面積と割合



3 将来の維持更新費用の試算

建築物の安全性・快適性を確保するためには、建替えや定期的な大規模修繕などを行う必要があります。

そこで、一定の条件を想定して、今後50年間に必要な費用を試算しました。

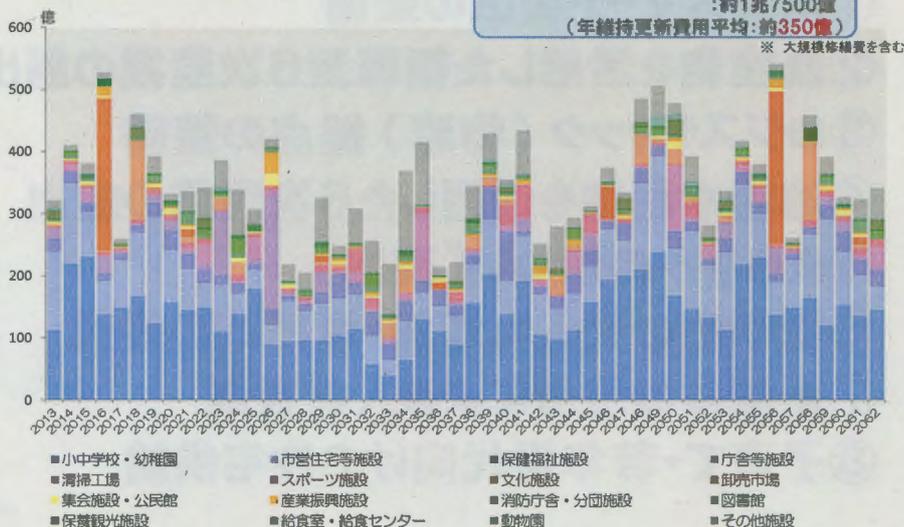
【試算上の条件】

- ①現在、保有する建築物の総量は変えない。
- ②建替えは40年周期、大規模修繕は15年周期とする。
- ③維持更新費用は、建替え及び大規模修繕費を含む。

3 将来の維持更新費用の試算

築後40年更新とした場合

今後、50年間でかかる維持更新費用総額
:約1兆7500億
(年維持更新費用平均:約350億)



(5) アセットマネジメント -2

公共建築物

230 万㎡

350 億円/年

官民連携活性化会議

- ①防災スマート街区の整備
- ②農産物を活用した循環型6次産業の創出
- ③ロジスティック（物流）拠点の整備
- ④地場水産物を活用した6次産業の創出
- ⑤まちなかの賑わい「演出」
- ⑥留学生の受入れ増加・活用策の推進
- ⑦新産業の活用による人材育成
- ⑧子育て・若年世代向けの住宅供給

27

縮小時代のQOL

縮小時代に“夢を描く力、



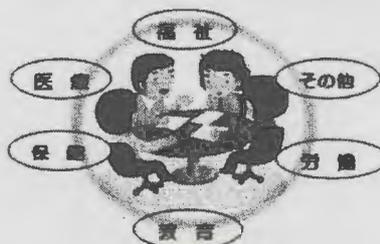
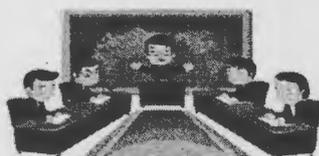
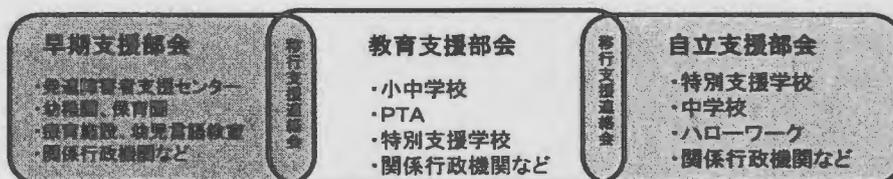
御清聴ありがとうございました。

28

特別支援教育センターの取組

6 静岡市特別支援連携協議会

(5) 部会



特別支援教育センターの取組

協議会と部会

6 静岡市特別支援連携協議会

